

高知県サテライトオフィス等立地促進事業費補助金 Q & A
(サテライトオフィス等の新設・増設事業)

【県内新規雇用者（補助要件・雇用奨励金）について】

問1 転勤者なども県内に住所を移せば対象になるのか。

答 本社（又は親会社等）から転勤、出向、転籍等で派遣された従業員は、住民票を県内に移した場合でも県内新規雇用者とはみなしません。

問2 役員も対象になるのか。

答 役員は労使関係の使用者にあたるため、県内新規雇用者とはみなしません。

問3 リモート勤務等でほとんどオフィスに出勤しない従業員についても、対象となるか。

答 リモート勤務等でオフィスに出勤しない場合においても、住民票が県内にあれば新規雇用者とみなします。

【操業開始日について】

問4 オフィスを開所した日が「操業開始日」となるのか。

答 操業開始日は、企業側で定義することができます。

採用開始の日やオフィスの開所の日、事業を開始する日などを想定しています。

事前に県とすり合わせを行い、何をもって操業開始とするか共通認識を持つようにしてください。

【補助対象外経費について】

問5 どのようなものが補助対象外経費となるか。

答 以下に例示します。

<共通>

- ・消費税等の租税公課
- ・他の補助金の補助対象となったもの（ただし、市町村等の企業立地を支援することを目的とした補助金等は併用可の場合あり）
- ・支払証拠書類（領収書等）のないもの 等

<建物の賃借>

- ・敷金、礼金、権利金、清掃費、管理費、家賃に含まれない駐車場料金 等

<通信>

- ・ユニバーサルサービス料
- ・通信機器のリース料
- ・回線使用に直接関係のない経費（請求書の発行手数料、端末機器代金等） 等

<償却資産>

- ・耐用年数が1年未満のもの
- ・取得価額若しくは取得原価相当額が10万円未満のもの
- ・法人税法施行令第133条の2に規定する一括償却を適用するもの
- ・無形固定資産（PCのソフトウェア等）
- ・資産取得に付随する租税公課（消費税、登録免許税、印紙税、不動産取得税、建築確認申請手数料等）
- ・レンタル料、オペレーション・リース、サービス利用料、ライセンス料 等

問6 従業員の募集及び研修等に要する経費について、対象経費・対象外経費を例示してほしい。

答 以下に例示します。

区分	対象	対象外
募集	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催の会場利用料 ・求人用のチラシ作成費 ・不特定多数に広く求人が行える媒体への求人掲載費 ・リスティング広告費（SNS 広告費） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・高知事業所の求人であることが明白でないものに係る経費 ・高知事業所の求人に係る経費として特定できないもの（県外事業所と同時に募集する場合等）に係る経費 ・人材紹介会社に対する手数料やエージェントによるスカウトに係る経費 等
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に関連する研修（チームビルディング、コミュニケーション研修等も含む）に係る経費（外部講師招聘に係る経費（謝金・旅費）、会場費、機器借上費、外部の研修機関や民間企業に社員を派遣して実施する研修に係る受講料（高知県内で受講できるもの（オンライン受講含む）に限る）） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内講師を用いて実施するOJT研修に係る経費 ・高知県が主催する研修に係る受講料 等

【雇用奨励金について】

問7 「6か月以上継続して雇用された」ことが条件となっているが、例えば4月1日に採用後、9月末日に退職した従業員分の雇用奨励金は支給されるのか。

答 退職日が月末となっている場合は、当月中は在籍するものとして扱います。
 ご質問のケースでは、4月1日から9月末までの6ヶ月間の雇用がありますので、当該従業員分の雇用奨励金は支給されます。

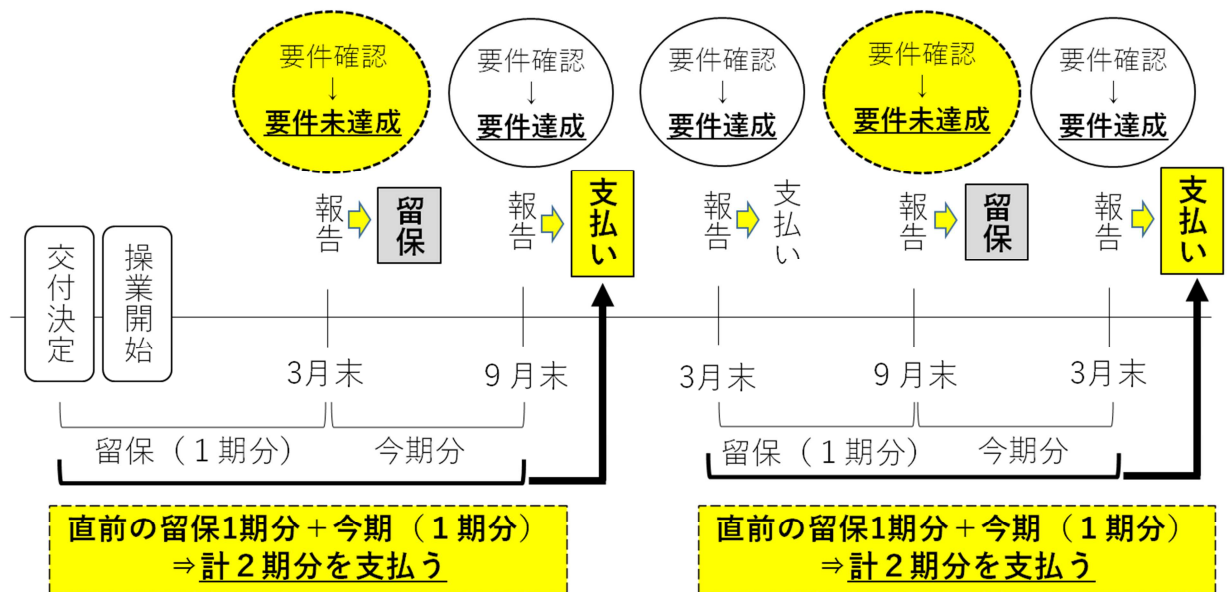
【補助要件の達成状況の確認・補助金の留保について】

問8 基準日に補助要件が達成できていない場合、補助金は交付されないのか。

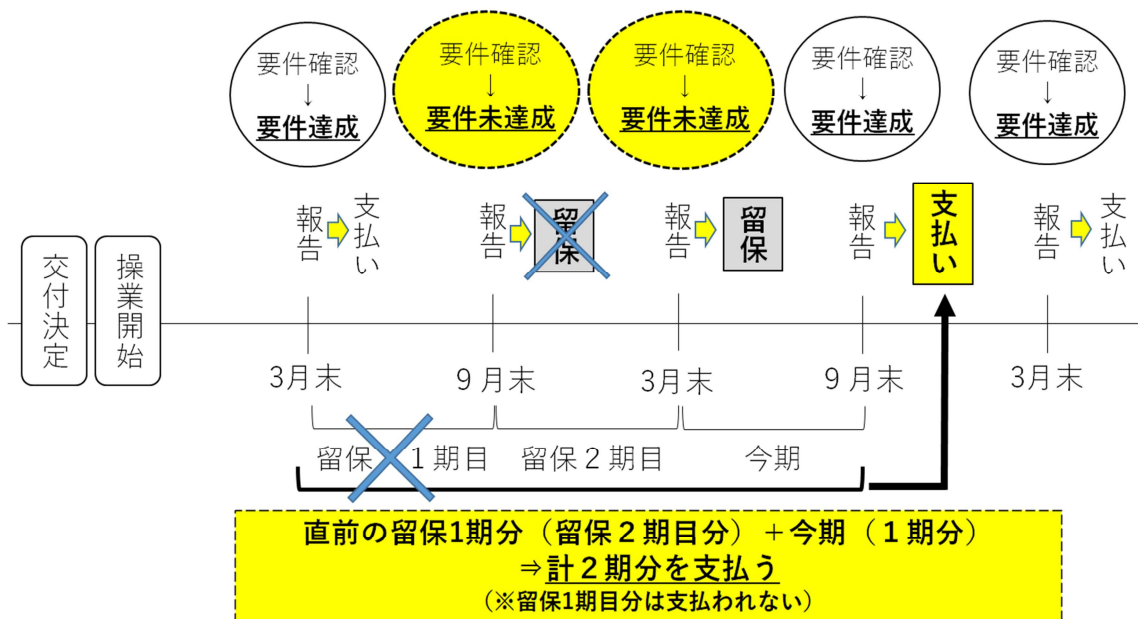
答 補助要件の達成状況の確認は基準日毎（3月末・9月末）に行い、もし補助要件が達成できていない場合は、補助金の交付を一旦【留保】します。

留保された補助金は、次の基準日において補助要件が達成された場合に限り、交付されます。（次の基準日において補助要件が達成されなかった場合には、留保された補助金は交付されません。）

<留保の例①>



<留保の例②>



問9 操業開始日に関わらず、補助要件の達成状況を確認するタイミングは3月末・9月末となるのか。

答 操業開始日に関わらず、3月末・9月末が補助要件の達成状況を確認する「基準日」となります。

(この「基準日」において、補助要件となる県内新規雇用者の人数を確認します。)

【財産処分について】

問10 補助金で取得した償却資産を処分したいが、何らかの手続きが必要か。

答 補助事業で取得した財産（土地及び建物、その他減価償却資産）を処分（抵当権設定、目的外使用、譲渡、貸付、廃棄等）する場合には、「財産処分承認申請書」による事前申請が必要です。

補助期間終了後であっても、耐用年数満了前に財産処分を行う場合には申請が必要です。

申請後は県において内容を審査し、承認する場合「承認通知書」を送付します。

なお、財産処分の内容に応じて、条件(※)が設定されますので、通知内容に沿って必要な手続きをお願いします。

また、処分の内容によっては、補助金返還を求める場合があります。

(※例 抵当権設定の場合、抵当権設定に関する契約証書の写しを各1部提出 等)